

高松大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

高松大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、高松大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は、「対話にみちみちた ゆたかな人間教育をめざす大学」「自分で考え、自分で行なえる人間づくりをめざす大学」「個性をのぼし、ルールが守れる人間づくりをめざす大学」「理論と実践との接点を開拓する大学」と具体的である。使命・目的は、学則、学生便覧、入学案内、ホームページ等にわかりやすい表現で文章化されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、自己点検・評価を行い、法令等へ適合し、社会情勢の変化に対応している。大学は「高松大学中期目標・中期計画」（以下「中期目標・中期計画」）を策定し、各学部・研究科の教育目標を達成するため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針を定めている。各学部・研究科は教育改革を進め、学生と向合い対話を深め、信頼できる人間関係の中、教育目標達成に向けて取り組んでいる。

「基準2. 学修と教授」について

教育目標に基づきアドミッションポリシーが定められ公表されており、多様な入試を実施し入学定員充足率を高める取組みを進めている。各学部・研究科の教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーが明示され、教育課程は適切に編成されている。授業方法の改善については、「高松大学・高松短期大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」）のもとにFD(Faculty Development)研修会や研究授業を実施するなど改善に努めている。学期ごとに各種アンケートを実施し、次年度の事業計画や教育改善に反映させている。また、「研究室制度」を設けており、学生の学びの場、人間教育の場となっていることが特色として挙げられ、ゼミナール担当教員が生活面での相談や就職相談を行うなど、教職協働による学生に対する支援が行われている。キャンパスは、設置基準を満たす校地、校舎、図書館、体育施設等を有し、使命、目的及び教育目的達成のために適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校運営に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持しながら、社会的責務を果たすべく継続的な努力を行っている。教育情報及び財務情報はホームページに掲載し学内外に適切に公表されている。理事会は、私立学校法及び「学校法人四国高松学園寄附行為」にのっとり審議・決定が行われている。大学運営に関わる重要事項については「高松大学・高松短期大学総務教学委員会」（以下「総務教学委員会」）に諮り、学長のリーダーシップのもと、教授会、「自己評価委員会」等で審議し意思決定を行っている。

財務については、平成25(2013)年に作成された「中期目標・中期計画」に基づき、安定

した財務基盤の確立に向け努力している。加えて、平成 27(2015)年に「経営改善計画」を策定し、更なる財務改善に向けた取組みが進められている。監事・公認会計士・監査室による監査体制は、適切に整備されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するため、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、報告書としてまとめている。作成した自己点検評価書は、図書館に配架する他、学内ホームページに掲載し、全教職員に対し情報の共有化が図れている。

大学は各種アンケートを実施し、調査・データの収集と分析を行っている。改善・向上が必要な事項は、「自己評価委員会」の改善指示に基づき、「総務教学委員会」「FD 検討専門部会」等で改善策を作成し、次年度の事業計画に反映させており、教育研究、大学運営の改善・向上のための PDCA サイクルを確立させている。

総じて、大学は、建学の精神に基づく使命・目的を明確にし、対話を基盤に据えた教育を行い、地域社会に役立つ人間づくりに励むとともに、心豊かな人間を育成し、地域社会に貢献する大学を目指した取組みを進めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「対話にみちみちた ゆたかな人間教育をめざす大学」「自分で考え、自分で行なえる人間づくりをめざす大学」「個性をのぼし、ルールが守れる人間づくりをめざす大学」「理論と実践との接点を開拓する大学」と具体的であり、大学の使命・目的は建学の精神を受け、学則に明確に示している。また、大学の使命・目的を学生にわかりやすく伝えるために、「学長のビジョン」を用意し、簡潔な文章で表現している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神を体現するために「研究室制度」を取入れ、教育目標の達成のために学修面的確な把握を行うのみならず、学生生活全体の支援まで行っており、特色となっている。

使命・目的及び教育目的は学則に明確に定めている。また、経営学部経営学科は「経営、経営情報及び会計の各分野における高度の学理と技能を備え、それを企業経営活動に応用して地域の活性化や社会の要請に応えることのできる有能な人材」、発達科学部子ども発達学科は「保育・教育の場における、専門的知識と技能に裏付けられた実践的能力を有する人材」の育成をそれぞれ目的として定めており、関連する法令にも適合している。

使命・目的及び教育目的の適切性は自己点検・評価を実施しながら、教育目標の見直し等の教育改革を行っている。地域社会における大学の役割を認識し、地域連携に努め社会の変化に対応する取組みも行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は「総務教学委員会」で原案を作成し、教授会、研究科委員会、理事会で協議することで、教職員の理解と支持を得ている。

全教職員を対象に開催される事業計画説明会において、学長等から使命・目的及び教育目的について説明されるなど、教職員への周知が徹底している。

使命・目的及び教育目的についての学内外への周知は、学生便覧、入学案内、ホームページ等に記載することで、積極的に行われている。

使命・目的及び教育目的を達成するため、「中期目標・中期計画」を作成し取組み中である。各学部・研究科に、三つの方針を定め、使命・目的及び教育目的を反映させる取組みが進められている。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、大学と同法人の高松短期大学との関連やその他の施設との整合性をもって構成されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学生募集要項及びホームページに記載され、高等学校を対象とした進学説明会、受験生・保護者対象のオープンキャンパスで説明されるなど、関係者に周知されている。

入学試験委員会のもとで、多様な入試制度による入学者選抜を実施しており、入試問題の作成、点検及び採点は教員が実施している。大学入試センター試験利用以外の入試制度では、全ての受験生に面接を実施し、当該学部での修学のための適性に加えて、アドミッションポリシーに沿っているかを確認している。

経営学部経営学科では入学定員を充足できない状態が続いており、平成 27(2015)年度入試においては改善が見られるものの、今後の更なる対応が求められる。

【改善を要する点】

○経営学部経営学科の収容定員充足率は低い水準にとどまっているので、入学定員を充足するための活動を更に強化し、収容定員の充足に向けた改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部・研究科の教育研究上の目的を明示し、その目的を達成するためのカリキュラムポリシーを作成し、学生便覧、大学院履修要項及びホームページに記載し、学生・教職員に周知している。教育課程はカリキュラムポリシーに沿って編成され、各学部・研究科において、複数の履修モデルコースを定めている。

各学部では単位制度の実質化を図るために履修登録単位数の上限を設定し、履修ガイドに記載して学生に周知している。

建学の精神の一つである「理論と実践との接点を開拓する大学」を実現するために、実習形式の科目を多く開講しており、講義形式の科目でもアクティブ・ラーニングを積極的に取入れるなど、教授方法に工夫が施されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

年度当初に事業計画説明会を行い、各部署の事業計画を全教職員が共有するなど、教職員協働で事業を進める体制を構築している。学期初めには、各学部・学年別に学生向けのオリエンテーションを実施している。

「研究室制度」のもとで、ゼミナール担当教員が所属学生の単位修得状況や出席状況等の学修面及び学生生活面での指導を行っている。なお、ゼミナール担当教員は、所属学生ごとに「学生カードⅡ」「ゼミナール・研究室所属学生に対する対応記録」を作成し、ゼミナールが替わった場合でも、これらの情報が引継がれるように整備されている。また、中途退学、休学及び留年の防止策として、毎回の授業での出席確認と、ゼミナール担当教員による出席状況の把握及び出席の少ない学生への指導が行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーは、学生便覧、大学院履修要項及びホームページに記載し、学生・教職員に周知している。

卒業要件単位数及び大学院の修了要件単位数については、それぞれ学則に定められている。また、卒業に当たっては卒業論文が必修とされており、修了に当たっては学位論文の提出が必要とされている。

単位の計算方法及び成績評価基準は学則に定められ、各学部・研究科ともに GPA(Grade Point Average)制度を導入している。編入学生の既修得単位認定及び他大学等における授業科目の履修についても、適切に定められている。

【参考意見】

○シラバスの成績評価において、「総合的に判断する」「欠席は3回で不可」等の記述が見られるので、成績評価基準の記述方法を統一するとともに、成績評価基準を含めたシラバスのチェック体制について見直しが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

経営学部では、キャリア支援科目として、人格形成を支援する科目群、職業観を育てる科目群及びビジネススキルを身に付ける科目群を配置している。発達科学部は、教育者及び保育者の養成課程であるため、特にキャリア支援科目は配置していないが、教職キャリア履歴を記入する「教職ポートフォリオ」を導入している。

就職支援の強化を目的に、学生委員会のもとにキャリア形成支援専門部会が設置されている。また、学生に対する就職支援や就職先の開拓を目的として、キャリア支援課を設け、キャリアカウンセラーが配置されている。加えて、ゼミナール担当教員が就職指導を行うなど、教職員協働による就職支援が適切に実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学期ごとに「学生による授業評価」が実施されており、グラフ化された集計結果を広報誌やホームページに掲載するなど、学内外から閲覧できるように整備している。加えて、卒業及び修了前の学生を対象に学生生活の満足度を調査する「満足度アンケート」、卒業生を対象に大学での生活・教育全般に関する意見を調査する「卒業生へのアンケート」及び学生の就職先を対象に職場内での卒業生に対する評価を把握する「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」を実施するなど、教育目的の達成状況の点検・評価に積極的に取り組んでいる。

各種アンケート結果に基づく評価結果は、企画課がデータ集計・分析を行い、「自己評価委員会」へ報告し、「自己評価委員会」はそれを点検・評価、フィードバックし、各部署に改善策を指示している。各部署はそれを受け次年度の事業計画に反映させる仕組みとなっており、適切な PDCA サイクルが確立している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「学生委員会」等が、生活指導や学生サービス、厚生補導のための学生支援を適切に実施している。また、各種の奨学金制度が設けられ、学生の経済的な支援を行っており、クラブ・サークル活動費及び大学祭の運営費の一部は後援会が補助している。学生の健康面の支援としては、年度当初の健康診断、常勤看護師による応急処置及び健康相談、月1回の学校医による健康相談及び心の援助を目的とした学生相談等が適切に行われている。留学生については、ゼミナール担当教員による指導・支援に加え、留学生担当職員及びチューターを配置しており、留学生の学修支援や生活上の指導を適切に行っている。

「満足度アンケート」「学生生活調査」が実施されている他、「学生投書 BOX VOICE」を設置しており、学生の意見・要望をくみ上げ反映させる仕組みが整備されている。

【優れた点】

○「研究室制度」により、学生に対し充実した学修支援・生活支援が実践されていることに加え、研究室が学生にとっての居場所となっている点は評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に定める必要専任教員数及び大学院設置基準に定める研究指導教員数は、基準を充足している。

教員の採用・昇任については、定められた規則に基づき適切に実施されている。教員評価は「教育研究等実施報告」及び次年度の「教育研究等実施計画」を各教員に提出させ、面談を通して学長が適切に行っている。FDに関しては、「FD 検討専門部会」が年2回のFD研修会や授業の公開、研究授業（その内容は研究紀要に発表）等を行っており、FDに関する取り組みは組織的かつ適切に行われている。

教養教育については、「総務教学委員会」において全学共通科目のカリキュラムの検討が行われており、運営上の責任体制は適切に整備されている。

【参考意見】

○発達科学部では、60歳を超える教員の割合が高く偏りがあるため、教員の年齢構成を考慮した人事計画の検討が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準を満たす校地、校舎、図書館、グラウンド、体育施設、教育研究附属施設等を有し、大学の使命・目的及び教育目的達成のために適切に整備・活用されている。図書館については、適切な規模を有しており、学生の要望を重視した選書が行われるなど、十分に活用できる環境を整備している。また、高速ネットワークを中心とした学内 LAN が構築され、IT 施設の充実が図られている。平成 25(2013)年度に実施された耐震補強工事によって全校舎が耐震基準を満たすこととなり、更に身障者トイレやバリアフリー等も整備されるなど、施設の安全性・利便性にも適切に配慮されている。

クラスサイズについては、平成 27(2015)年度開講科目全体で見ると、講義・演習・実習等目的に応じてクラス編制がされており、教育効果を十分に上げられる人数で管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は「学校法人四国高松学園寄附行為」「学校法人四国高松学園事務組織規程」に基づき組織されており、「学校法人四国高松学園行動規範」にのっとり、経営の規律と誠実性を維持しながら適切に運営されている。また、年度ごとに事業計画説明会を開催し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

法人は「学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程」「学校法人四国高松学園公益通報者保護規程」を定め、法令遵守に取り組んでいる。

環境保全については、クールビズの導入、電気の使用量を監視するデマンド監視及び空調の集中コントロール等環境に配慮した取組みが行われている。安全配慮としては「学校法人四国高松学園危機管理規程」「危機管理マニュアル」「学校法人四国高松学園防火防災管理規程」が整備され、避難訓練等も定期的実施されている。

教育情報・財務情報はホームページに掲載され、学内外に適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為により、法人の最高意思決定機関と位置付けられている。また、理事・評議員及び監事は寄附行為にのっとり選任され、私立学校法及び寄附行為にのっとりた審議・決定が行われるなど、適切に運営されている。理事会への理事、監事の出席率も高く十分にその機能を果たしている。

法人の効率的な運営を図るため、常任理事会を組織し、管理運営、教育・研究について、教学側の意見集約も含め、理事長がリーダーシップを発揮した運営が行われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究体制は、教授会、研究科委員会、学部会議、各種委員会で運営されている。大学の重要事項は「総務教学委員会」に諮られる。教授会、「自己評価委員会」等は、学長が議長となり適切なリーダーシップのもとで意思決定が行われている。また、国際交

流、研究支援に関する業務及び学長が特に命ずる事項についての業務は副学長が行い、学長を助ける仕組みも確立されており権限が明確になっている。

学長は法人の理事長でもあり法人全体の意思決定を行い、大学の運営や業務執行に強いリーダーシップを適切に発揮している。一方で、教授会のもとには学部会議や各種委員会が置かれ、教育研究、学生生活に関する事項について審議し、教授会に提案するボトムアップの仕組みが構築されており、構成員の意見を聞く体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長が大学・短期大学の学長を兼務するとともに、理事は教育・評価担当、総務・財務担当、研究・地域連携担当の職務を担い法人運営を行っている。定例的に開催される「常任理事会」や教学マネジメントの中心である「総務教学委員会」では、法人と教学部門の重要事項について報告と協議が行われており、法人と大学間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化とガバナンス機能が構築されている。

監事の選任及び職務については寄附行為に規定され、理事会・評議員会に出席し、法人業務、財産状況及び監査報告を行うなど適切に業務を執行している。

学長は教授会、「総務教学委員会」等の重要会議の議長となり会議を運営するとともに、各教員との面接や各種委員会から改善意見をくみ上げるなどに努め、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学業務の執行体制は、「学校法人四国高松学園事務組織規程」「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」に基づき事務組織が編制され、職員が効果的に配置され

ている。「学校法人四国高松学園文書処理規程」「学校法人四国高松学園会計管理者事務専決規程」等の権限・責任に従い業務が執行され適切に機能している。また、法人事務局長が大学事務局長を兼任しており、理事会や教授会等における重要決定事項等は大学事務連絡会を通じて職員に的確に周知する機能が構築され、情報の共有化が図れている。

総務部企画課がSD(Staff Development)を担当し、毎年定期的にSD研修会を実施することで職員の資質・能力の向上、組織力を高める機会を提供している。教員が事務局管理職の一部を兼任し各部署の業務執行を担うとともに、各種委員会には職員が委員として参加しており、教学運営を教職協働で取組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体・大学部門ともに帰属収支は支出超過の状況が続いている。財務健全化を目指し、大学は平成 25(2013)年度に「中期目標・中期計画」を、法人は平成 27(2015)年 9 月に「経営改善計画」を策定している。重要管理指標として①定員充足率向上による帰属収支の黒字化②外部資金獲得増③人件費比率の圧縮一を掲げ、財務改善に向けた取組みを開始した。平成 26(2014)年度決算は法人全体・大学部門共に帰属収支差額が若干改善したことから「中期目標・中期計画」の取組みが始まったことが確認できる。

平成 27(2015)年度には外部資金獲得を増やす施策として、寄附金獲得計画による募金活動を開始している。今後は「中期目標・中期計画」「経営改善計画」に基づく財務施策を展開することで、平成 29(2017)年度の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字化を目標とする財務健全化を目指している。

【改善を要する点】

○安定した学生確保に向け策定した「中期目標・中期計画」「経営改善計画」の確実な履行による帰属収支差額の改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人四国高松学園経理規程」「学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規則が整備され、各規則や学校法人会計基準を遵守した会計処理が行われている。

「経理規程」に基づき財務担当理事を経理総括責任者、総務部長を経理責任者と定め、予算の執行管理が適正に実行されている。予算管理は会計処理システムにより執行・管理され、予算と著しいかい離が生じないように補正予算を編成している。金融資産の運用は「学校法人四国高松学園資金運用細則」に基づき運用され、監事監査を経て理事会で運用状況が報告されている。

監事・公認会計士・監査室による監査体制が整備されており、監事は、会計監査を行うとともに、理事会・評議員会に出席し、業務執行状況を監査しており、会計監査の体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は「高松大学学則」に基づき「自己評価委員会」を設置し、「高松大学・高松短期大学自己評価委員会規程」の定めに基づき、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。学長が委員長を務める「自己評価委員会」が自己点検・評価実施計画の策定、自己点検評価書の作成・公表等を統括し、教学マネジメントの中心である「総務教学委員会」等において教育活動の改善・見直しを行っており、大学運営及び教育研究活動の改善・向上を図る体制が整備されている。

平成 14(2002)年度に平成 12(2000)年度版自己点検・評価報告書を発行以降、自己点検・評価活動を継続している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は「新入生アンケート」「学生生活調査」「卒業生へのアンケート」「学生による授業評価」「教育研究等実施報告」「教育研究等実施計画」等の調査を通じて得られたエビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価活動を実施している。

各担当部署による現状把握のための調査・データの収集と分析結果をもとに「自己評価委員会」が点検・評価を行い、改善策を指示している。企画課で収集・整理・集積しているデータの有効活用を図るため、平成 27(2015)年度に IR(Institutional Research)委員会を設置し、新たな教学改善のための取組みを開始している。

「自己点検評価書」「エビデンス集（データ編）」は、図書館に配架する他、学内ホームページ「スケジュールボード」に掲載することにより全教職員が閲覧することが可能であり、情報の共有化が図れている。「自己点検評価書」は、ホームページ上でも掲載しており広く学外にも公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価活動は、平成 25(2013)年 12 月策定の「中期目標・中期計画」及び平成 27(2015)年 9 月策定の「経営改善計画」に基づき実施されている。各担当部署が取得したデータや分析結果により改善・向上が必要と判断された事項については、「自己評価委員会」の点検・評価、改善指示に基づき、「総務教学委員会」「FD 検討専門部会」等で改善施策を作成している。また、作成された改善施策を次年度の事業計画に反映することにより、教育研究、大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築している。

今後も「中期目標・中期計画」及び「経営改善計画」に基づく自己点検・評価活動を実施していく計画があり、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 各種研究所等による地域連携

A-1-② 地域社会の行政、商工業団体、文化団体及び教育機関との連携

A-1-③ 学生及び教職員のボランティア活動等

【概評】

大学では各種研究所等による地域連携として「ベンチャークリエーション研究所」「子ども研究所」「生涯学習教育センター」「地域連携センター」の四つの研究所・センター等が中心になり、組織的に活動をしている。例えば、「かがわの高校生ビジネスアイデアコンテスト」は、高校生を中心とした若い世代からのアイデアをもとにベンチャー企業の創業を目指すとともに、それを担っていく若者が地方を活性化させ、地方に残ることを期待し企画されている。「子ども研究所」は子育て講座や講演会を開催している他、「小1プロブレム」解消に向けた実践発表、意見交換会等、学生も参加する「幼稚園・小学校教員の集い」を開催し、学生や地域の幼稚園・小学校教員の交流を実現させている。「生涯学習教育センター」は社会人の教養と、文化の向上を目指した「高松教養大学」や各種の講座を用意している。「地域連携センター」は「地域交流プラザ」や「地域連携懇談会」等を開催し、行政、地域、大学の連携や地域の活性化について継続的に話し合い、連携協力に関するさまざまな協定を結ぶことで地域連携、地域貢献を推進している。

学生、教職員は地域ぐるみの清掃行事等に参加し、経営学部では地域社会の活性化のために、地域のさまざまな活動に学生を派遣し、発達科学部では小学校へのボランティア派遣を推進し、幼稚園教諭や保育士を目指す学生は絵本の「読み聞かせ隊」を結成して幼稚園や保育園、コミュニティーセンター及び市立図書館等で活動している。

以上のように、研究所・センターによる地域連携、地域貢献及び学生等による地域連携、地域貢献活動を積極的に行っており、今後の地域連携の更なる拡大・発展が期待できる。

